

教 生 学 第 5 6 2 号
令和3年（2021年）9月17日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

ケアラー（家族介護者等）の認知度向上に向けたリーフレットの配布について（通知）

このことについて、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

つきましては、教職員や児童生徒がケアラーに関する理解を深め、社会全体としてケアラー支援の推進を図れるよう、別添リーフレットを小学校等においては教職員へ配付、中学校、高等学校等においては教職員及び生徒や保護者へ配付していただきますようお願いします。

なお、本リーフレットについては、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課から各市町村福祉部局を通して、関係機関にも送付されていることを申し添えます。

（生徒指導（問題行動等）係）

（企 画 ・ 調 整 係）



高 福 第 1 6 1 6 号
令和 3 年 (2021 年) 9 月 1 0 日

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 様

北海道保健福祉部
高齢者支援局高齢者保健福祉課長

ケアラー（家族介護者等）の認知度向上に向けたリーフレットの配布について道では、ケアラーへの支援について、早期発見に向けた取組や、適切な支援につなげるための具体的な方策の検討を進めているところです。

この度、ケアラーに関する認知度を高め、社会全体としてケアラー支援の推進を図るため、周知・啓発用のリーフレットを作成しました。

つきましては、次の事項に留意の上、別添「通知先一覧」に記載の関係機関に対し、別添リーフレットを送付いただくとともに、各学校へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 送付内容

リーフレットデータ

2 リーフレット使用期間

通知日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

3 留意事項

(1) リーフレットに掲載されている画像等は一般社団法人日本ケアラー連盟が著作権を有しているものがあります。転用等には一般社団法人日本ケアラー連盟への確認が必要です。ご連絡ください。

(2) 各データは、高齢者保健福祉課ホームページにも掲載しております。

・掲載場所： 高齢者保健福祉課 > 地域支援係 > ケアラー

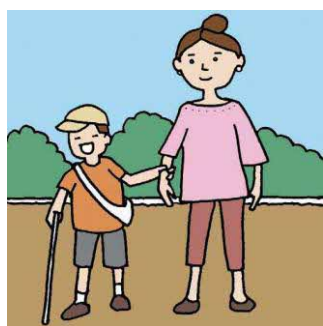
・ホームページアドレス：

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_shien.html

〔 基盤整備係（内線 25-663）
地域支援係（内線 25-669） 〕

ケアラー(介護者)について 知っていますか？

こんな人がケアラーです



障害をもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護でせいっぱいでほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ケアラーとは、

こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

ヤングケアラーとは、

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものことです。

※「ケアラー」は、一般社団法人日本ケアラー連盟による定義
「ヤングケアラー」は、国のヤングケアラー実態調査における定義

ケアラーを支える地域のネットワーク

ケアラーがひとりではできることには限界があります。
あなた自身や周りの人が悩みやつらさを抱え込まないよう、
地域のネットワークへの相談・活用をお願いします。

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職がいて、高齢者やその家族を総合的に支えています

市町村役場・福祉事務所

役所・役場等の各課が、それぞれが担当している内容の相談に対応します

医療機関

往診や訪問看護サービス、健康管理などをします



市町村

社会福祉協議会

高齢者や障がいのある方、ケアラーのためのサービスや相談にのっています

児童相談所

育児、里親、ヤングケアラーなど、子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています

ケアラー

(家族など無償の介護者)

民生委員・児童委員

生活についての相談にのり、必要に応じて関係機関へつなぎます

NPO・ボランティア

ケアラーズ・カフェの運営や生活の手助けなど、公的には対応しにくいサービスを行います

介護サービス事業所

高齢者や障がいのある方への介護サービスを提供したり、相談にのります

ケアラーのみなさんへ

一般社団法人日本ケアラー連盟発刊
ケアラー手帳より

あなた自身にもケアが必要です。

自分の気持ちを誰かに話してみましよう。

自分の健康に気を配りましよう。

ひとりで背負い込まないケアラー生活を。

【相談窓口】

子ども相談支援センター 0120-3882-56

児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783